

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月15日

◆付託議案に対する質疑（都市整備部関係）

Q. 村岡委員

- 1 第135号議案について、除却、建替えの賛否についての同意基準は、どのようにになっているのか。また、敷地売却の同意基準はどのようにになっているのか。
- 2 第152号議案について、今回の条例改正は、給与制度の総合的な見直しと一体で行われるものである。給料表の見直しにより若年層の給料は引き上げられるが、それ以外では引き下げられると聞いている。若年層、平均年齢層、高齢層でそれぞれ何%ぐらいの影響を受けるのか。また、生涯賃金が減る人は、最大でどのくらい減るのか。

A. 住宅課長

- 1 敷地売却については、民法の原則により全員同意が原則であるが、今改正により、耐震性不足のマンションに限り、敷地売却制度が創設された。財産権の保障などがあるが、国民の生命、身体の保護を図るという公共性の観点から、特別措置として、区分所有者、議決権、敷地利用権の持ち分の価格の各5分の4以上の同意となっている。

なお、建替えについても、区分所有法、マンション建替え法により5分の4以上の同意となっている。

A. 下水道管理課長

- 2 給料表は1級から10級まであるが、給与制度の総合的見直しにより1級と2級の一部を除いて全級号給で引下げとなる。給料表は引下げになるが、地域手当については引上げ、単身赴任手当と管理職員特別勤務手当については拡大される。

なお、生涯賃金については、来年度以降の人事委員会勧告の影響もあるため、算出していない。

Q. 村岡委員

- 1 第135号議案について、敷地売却は5分の4以上で可能ということであるが、5分の1の反対者に対しては、法律上、どのような対応となるのか。
- 2 第152号議案について、平均の賃下げ率はどのくらいか。

A. 住宅課長

- 1 反対区分所有者に対しては、売渡請求をし、時価で買い取ることが法律で措置されている。県として、敷地売却事業が円滑に進むよう適切に指導していきたい。

A. 下水道管理課長

- 2 行政職給料表の平均は、2.5%である。

Q. 村岡委員

第135号議案について、それでも、売渡しに反対する場合は、どうなるのか。

A. 住宅課長

敷地売却事業は、円滑に事業を進めていくことが肝要と考えている。円滑に事業が進むよう、指導してまいりたい。

◆付託議案に対する討論

村岡委員

第135議案及び第152号議案に反対の立場で討論を行う。

まず、第135号議案について、この条例は、マ

ンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により、容積率をアップできる制度を創設したことにより、特例許可申請手数料を新たに徴収するための条例整備である。この法律改正の中身は、マンションの耐震化を促進するかのようであるが、実際はマンションの敷地を区分所有者の5分の4の決議で売却を可能とする敷地売却制度である。危険なマンションに対する勧告制度を無くして行政の関与を弱め、居住者の居住の安定よりも、買受人の利益を優先し、反対した5分の1の区分所有者及び賃借人については、強制的な処分を可能とするものである。マンション居住者の多くは永住を望んでおり、安心して住み続けられる耐震改修など現実的な対策が求められている。以上の趣旨から、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に反対であるため、本条例案にも反対である。

次に、第152号議案について、単身赴任手当の支給対象者の拡大と管理職員特別勤務手当に災害への対処等により平日深夜に勤務した場合を加えることのみをみれば賛成だが、この改定は、給与制度の総合的見直しと一体で行われるものである。県人事委員会は、官民較差の解消とあわせ、来年度以降は、国で実施する総合的見直しと同様の賃下げを勧告している。総合的見直しは、給料表の見直しにより賃金は平均2.5%引下げ、幹部職員を除く高齢者ではそれ以上の引下げとなり、退職手当の引下げにつながる。来年度以降の給与体系そのものを変え、ベテラン層を中心に生涯賃金を引き下げるのことと一体であることから、反対である。